

事業報告書	
医療法人整理番号	D611 /
報告期間	令和3年8月1日 / 自 至 令和4年7月31日 /
1. 事業報告書の概要	
(1) 名称	医療法人一隅を照らす /
分類①	社団 (出資持分なし)
分類②	その他 /
分類③	基金制度採用 /
都道府県	三重県
市区町村	亀山市南崎町 /
町名・番地	7 3 5 番地 1 6 /
建物名	従たる事務所の記載はこちら
(3) 設立認可年月日	平成24年11月1日 /
(4) 設立登記年月日	平成24年11月13日 /
(5) 理事長の氏名	野内 /
姓	名
役員及び評議員の人数	4
役員及び評議員	記載はこちら
2. 事業の概要	
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	記載はこちら
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら
(2) 附帯業務	記載はこちら
(3) 収益業務	記載はこちら
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら
(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	記載はこちら
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら
(9) その他	記載はこちら

分類①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

340

340



事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	野内	ひろみ	
理事	野内	雅子	
監事	高嶋	浩通	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の

医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)										
種類	施設の種類	指定管理	開設場所	許可病床数	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
診療所	皮膚科野内クリニック		三重県龜山市南崎町735番地16							

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和3年9月23日	令和2年度の決算報告及び承認
令和4年7月13日	令和4年度事業計画及び予算の決定

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間 (開始日)	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間 (終了日)	払込期日		償還期限	

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われた医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療機関を記載すること。かつ、当該医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療機関を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名

発行元医療法人名	購入総額	償還期間 (開始日～終了日)

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療機関を維持・向上すること、当該医療機関が地域における医療機能の維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証券の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設

日付	開設 (許可を含む) した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記載事項

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人一隅を照らす

※医療法人整理番号

D611

所在地 亀山市南崎町735番地16

財 産 目 録

(令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額	55,793 千円
2. 負 債 額	33,697 千円
3. 純 資 産 額	22,096 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	18,893
B 固 定 資 産	36,900
C 資 産 合 計 (A+B)	55,793
D 負 債 合 計	33,697
E 純 資 産 (C-D)	22,096

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

貸借対照表
令和4年7月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	18,893	I 流動負債	5,725
II 固定資産	36,900	II 固定負債	27,972
1 有形固定資産	22,169	(うち医療機関債)	(0)
2 無形固定資産	2,766	負債合計	33,697
3 その他の資産	11,965	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科目	金額
		I 基金	25,000
		II 積立金	-2,904
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	22,096
資産合計	55,793	負債・純資産合計	55,793

(注) 1. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人一陽を照らす
 所在地 龜山市南崎町735番地16

医療法人番号	D611
--------	------

損 益 計 算 書
 自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日

(単位：千円)

科目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	132,648
2 事業費用	136,433
本来業務事業損失	-3,785
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事 業 損 失	-3,785
II 事業外収益	500
III 事業外費用	0
経 常 損 失	-3,285
IV 特別利益	96
V 特別損失	0
税 引 前 当 期 純 損 失	-3,189
法 人 税 等	72
当 期 純 損 失	-3,261

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること (自動表示)。
 2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

様式6

監事監査報告書

医療法人一隅を照らす

理事長 野内 伸浩 殿

私（注1）は、医療法人一隅を照らす の令和3会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月22日

医療法人一隅を照らす

監事 高嶋 浩通

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。